

令和8年9月8日

第3学年の皆さん・保護者 様

兵庫県立小野高等学校

予備回日本学生支援機構 2027年度大学等予約採用候補者の募集について（ご案内）

このことについて、下記のとおり**予約奨学金**の予備回の募集を受け付けますので、申請を希望される方は**事務室まで申し出てください。第1回から第3回の日程で一度も申込みをしていない生徒を対象とします。第1回から第3回で申込み後、申込データを削除又は辞退した生徒は申込みができません。進学後に希望されないときは辞退できます。進学後の申込みも可能です。**

※詳細は希望者に書類を配付しますのでご覧ください。

〔概要〕

1 奨学金の種類

(1) 第一種奨学金（無利子、収入基準あり）

- 成績が5段階評価で3.5以上であること。（学力基準の緩和措置あり）
- 生計維持者（父母）の年収が収入基準以下である。

(2) 第二種奨学金（利子付、収入基準あり）

- 申込時までの全履修科目の学習成績が平均水準以上である。
- 生計維持者（父母）の年収が収入基準以下である。

◎ 入学時特別増額貸与奨学金（利息付）は上記(1)(2)いずれかの奨学金と合わせての申込みとなります。（入学後、初回1回のみ）

(3) 給付奨学金

- 成績が5段階評価で3.5以上であること、または学修意欲等（進学の目的、進学後の学修継続の意志）が認められる者。
- 申込者（生徒）・生計維持者の収入基準が基準以下および資産の合計が一定未満の世帯。

2 申込み手順

(1) 申請希望者は、令和8年9月18日(金)までに事務室へ申し出てください。



(2) 申し出のあった申請希望者へ書類を配付します。

※配付された書類を確認し、各家庭の状況に応じた書類を用意してください。

※インターネット入力用の学校ユーザIDとパスワードが同封されています。

※スカラネット申込期間は、10月2日(金)から10月16日(金)までです。



(3) ご家庭等のパソコン・スマートフォン・タブレットで入力手続きをします。



(4) インターネットで奨学金を申込後1週間以内に「奨学金確認書兼地方税同意書」及び申込者本人の身元確認書類を郵便局の窓口から、各自で簡易書留により郵送してください。

以下、日本学生支援機構からの通知文より、抜粋して掲載します

2027 年度（令和 9 年度）大学等奨学生採用候補者の推薦について

（予備回）

1. 【予備回】 申込・推薦期間及び採用候補者決定時期・留意事項

今年度においても、第 1 回～第 3 回の日程に申込みを行わなかった生徒等を対象として、予備の申込・推薦日程を設けます。

予備回の申込対象者

対 象： 第 1 回～第 3 回の日程に申込みを行わなかった生徒等

具体例： ・就職から進学へ進路変更する生徒等

・病気等のやむを得ない事由により、第 1 回～第 3 回の日程に申込みができなかった生徒等

・令和 8 年熊本地震等の被災により進学後に奨学金が必要となった生徒等

【生徒等】 申込みについての留意事項

第 1 回～第 3 回の日程で申し込んだ生徒等（申込後に辞退した生徒等を含む）は予備回での申込みはできません。

以下の場合には大学等へ進学後に在学採用にて申し込みをしてください。

- ・生計維持者に変更があった等状況に変化が生じたため、再度申込みを希望する場合
- ・第 1 回～第 3 回に「高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）のみ」又は「貸与奨学金のみ」で申込みした生徒等が、予備回にて異なる奨学金の申込みを希望する場合
- ・第 1 回～第 3 回に「高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）」に申込みをした生徒等が生計維持者の扶養親族数や申込者本人の扶養状況を誤って申告したために、多子世帯の支援を受けられないことが見込まれる場合
- ・第 1 回～第 3 回に「高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）」に申込みをした生徒等について、生計維持者の扶養親族や申込者本人の収入等について住民税情報の修正（税の更正）があったことにより、住民税情報の状況が申込時点と異なることが見込まれる場合

18 歳早生まれかつ一定の収入があるきょうだいが存在する申込者について

令和 8 年度以降、令和 7 年度税制改正により創設された「特定親族特別控除」の対象となる特定親族（※ 1）のうち、一定程度の収入等（※ 2）を有する者については、多子世帯であるかどうか

かの判定における「子ども」に加える等の対応を行っております。しかしながら、申込者に「18歳早生まれ（今年 度実施の予約採用においては生年月日 2007 年 1 月 2 日～2007 年 4 月 1 日）、かつ一定程度の収入等を有するきょうだいが存在する」場合、「子ども」として扱うことができますが、 機構では捕捉することができません。 つきましては、春の申込期間同様、予備回においても下記の機構ホームページ上で申告を受け付けいたします。予備回の申込者へ下記の機構ホームページをご案内いただきたくお願い申し上げます。申告は、申込者が機構に直接行います。10 月 2 日（金）から 10 月 30 日（金）の間を申告（※3） の期間とさせていただきます、申告がない場合は、「子ども」の数への加算は行いません。

○（独）日本学生支援機構ホームページ

【2027 年度大学等予約採用申込者専用】18 歳早生まれのきょうだいの申告について

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/hayaumare.html#18>

※1 19 歳以上 23 歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が 58 万円（他に所得がない場合において給与収入で（以下単に年収という） 123 万円）を超え扶養親族に該当しなくなった場合であっても、一定の合計所得金額までであれば、その親等について、一定の所得控除を受けられるようにする「特定親族特別控除」の対象となる子等のこと。

※2 合計所得金額 58 万円超 95 万円以下（年収 123 万円超 160 万円以下）

※3 申告が可能な申込者は予備回の申込者に限らせていただきます。

以上、抜粋になります。

特に多子世帯の判定については、別添のチラシもご確認ください。

- ・ 修学支援新制度における授業料等減免やJASSOによる給付奨学金・貸与奨学金の「多子世帯」に該当するかどうかの判定のために、JASSOは申込者の世帯の「子ども」の数を確認します。
- ・ JASSOでは、申込等の際に申込者自身や生計維持者のマイナンバーを提出していただきますが、申込者に「年収と年齢がある範囲にある申込者のきょうだいがいるかどうか」の情報を得ることができません。
- ・ 下のチャートを参考に、該当するきょうだいがいる申込者は「多子世帯」の判定のために申告をしてください。

あなた(申込者)に申告が必要かどうかの確認 Yes/Noチャート

